

2025年（令和7年）3月25日

札幌市奨学生 各位

札幌光星高等学校
校長 駒 井 健一郎

令和7年度札幌市奨学生の継続手続について

標記の件について、札幌市教育委員会から関係書類が郵送されているかと思いますが、あなたは、令和6年度札幌市奨学生として採用されており、令和7年度においても継続を希望する場合は、下記により手続きをして下さい。

なお、継続を希望しない場合は、別添辞退届を提出して下さい。

記

1. 提出書類

①札幌市奨学生（継続採用）願書兼推薦依頼書
（札幌市から奨学生各位へ送付済）

②令和6年度の学業成績証明書1通

※学業成績証明書は、生徒本人が発行手数料200円を持参の上、事務室へ申し込みに来てください。証明書交付申請書の使用目的は、「札幌市奨学金継続のため」と記載して下さい。（成績証明書は、作成後、事務室において願書兼推薦依頼書と共に札幌市へ提出しますので、本人には交付しません。）

（注意）書類作成に当たっては、札幌市から送付された「令和7年度札幌市奨学生継続手続きのお知らせ」を良く読んで、間違いのないよう確認した後に提出してください。

2. 提出期限：令和7年4月23日（水）※期限厳守

3. 提出先：事務室 阿部

辞 退 届

○ 学年 組 生徒氏名

○ 辞退の理由

令和7年度 札幌市奨学生 継続手続きのお知らせ

1 申請資格

次の4つの要件をすべて満たす方。なお、応募にあたっては、在学している学校からの推薦が必要です。

- (1) 「本人」または「生計維持者」のうち少なくともどちらか一方が札幌市内に居住していること
 - ・「生計維持者」は原則両親（離別、死別等で親が1人の場合はその1人のみ）です。
 - ・両親がいない場合で、本人の生計を維持する方がいる場合は、その方が「生計維持者」です。
 - ・すでに親から独立して本人（または配偶者）の収入で生計を維持している方は、本人（または配偶者）「生計維持者」となります。
- (2) 令和6年度に札幌市奨学生であり、令和7年度も同じ学校に在学（進級）すること
- (3) 保有する資産について、次の要件に該当すること
 - ・本人と生計維持者の資産の合計が2,000万円以下（生計維持者が1人の場合は1,250万円以下）
 - ※「資産」は、現金、預貯金、有価証券、投資用資産として保有する貴金属等を指し、土地等の不動産や自動車等は含みません。
- (4) 学業成績が優秀で性行が善良であること（在学する学校長の推薦を受けられる方であること）

※ 審査結果は、令和7年7月中旬頃をめどに、郵送でお知らせいたします。

※ 継続が認められた場合、令和7年4月分から奨学金を受給できます。

2 継続手続き

- ① 『令和7年度札幌市奨学生 継続届』と、
生計維持者の『令和6年中の収入を証明する書類』を
令和7年5月2日（金）までにオンライン上で提出し、
- ② 『札幌市奨学生（継続採用）願書 兼 推薦依頼書』と、
- ③ あなたの評定が記載された『令和6年度の成績証明書』
を添付して、学校が指定する期限までに学校に提出してください。

①-1 令和7年度札幌市奨学生 継続届・・・【オンライン上で提出】

- ・宛名裏面の『「継続届」等の提出について（ご案内）』をよくお読みになり、右の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、提出ページにお進みください。
- ・宛名の右上に記載された「受給者番号」を入力する必要があります。



【継続届提出ページ】 <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/syogakukin/keizoku-7.html>

②-2 生計維持者の「令和6年中の収入を証明する書類」

・・・次ページの表参照【オンライン上で提出】

- ・オンライン上で「継続届」に生計維持者を入力し、その画面で収入証明書類を添付してください。
 - ・無収入の方は原則不要ですが、審査時に必要と認めるときは公的証明等の提出を求める場合があります。
 - ・生計維持者以外（両親が生計維持者の場合で、同居する祖父母や兄弟姉妹など）の分は不要です。
- ② 札幌市奨学生（継続採用）願書 兼 推薦依頼書・・・【学校へ提出】
- ・氏名、学校等、登録している情報は、最初から印字しています。内容をご確認の上、変更や修正がある場合は、オンライン上で①の継続届を提出する際に、変更する項目を選択し、正しい情報を入力してください。休学中の場合は休学期間を記入し、休学中でない場合は何も記入せずそのまま学校へ提出してください。

③ 令和6年度の成績証明書・・・【学校へ依頼】

- ・学校に②の「札幌市奨学生（継続採用）願書 兼 推薦依頼書」を提出する際になどに請求してください。
令和6年度の評定を記載したものがが必要です。

<令和6年中の収入を証明する書類>

収入等の種類	必要な証明書類（いずれもコピーで構いません）
生活保護を受けている方	生計維持者名が記載の「生活保護受給証明書」
給与収入	「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」
事業収入(自営業の方など)	「令和6年分 確定申告書(第1表・第2表)の控」
年金収入 (障害年金、遺族年金は除く)	次のうちいずれか1点 ・「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」 ・直近の「年金額改定通知書」 ・直近の「年金振込通知書」
その他の収入(例:不動産収入など)(※)	「令和6年分 確定申告書(第1表・第2表)の控」

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育費、雇用保険失業給付は除きます。

「令和6年度 所得証明書」は、令和5年中の収入(所得)の証明のため、今回の継続手続きには使用できません(添付していただいても無効となります) のでご注意ください。

3 奨学金の支給額

	国公立	私立
大学等の部	月額6,000円	月額9,000円
高等学校等の部	月額5,000円	月額8,000円

※ 奨学資金は、年3回（7・9・12月下旬予定）、各回につき4か月分ずつまとめて支給します。

4 変更の届出について

- (1) 札幌市奨学金の振入口座を変更する場合は、変更届を提出してください。なお、変更手続きには一定の日数を要するため、ご連絡いただく時期によっては直近の振込日に間に合わない場合があります。
(スマートフォン等で右の二次元コードを読み取り、オンライン上で変更届の提出が可能です。)
- (2) 継続届を提出した後に住所等が変わった場合は、速やかに変更届を提出してください。
※継続届を提出した際に、変更内容を入力した場合は、改めて提出する必要はありません。
- (3) 札幌市奨学生の要件を満たさなくなったときは、原則としてその事実が発生した日の翌月から資格を失います。資格喪失月以降の分の奨学金をすでにお支払いしている場合は、返還していただくことになりますのであらかじめご了承ください。

<変更届提出フォーム>



(担当・お問い合わせ先)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課学事係（奨学金担当）

電話：011-211-3851 FAX：011-211-3852

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syogakukin.html>

